

食品表示の適正化の推進について

1 景品表示法の周知・徹底

(1) 関係団体への要請等

県では、昨年秋、ホテルやレストラン等における食品表示等の不適正事案が県内でも発生したことを受け、ただちに関係団体に対し、適正な表示の徹底について要請した。

また、不適切な表示を行った事業者に対しては、直接報告を聴取し、表示改善などの指導を実施した。

(2) 研修会の開催

【平成25年度】

研修会名	実施日	場所	主催者	参加者数
食品関連事業者対象セミナー	25. 11. 7	岡山市	おかやま食料産業クラスター協議会・岡山県食品産業協議会	約50名
備前地域食品表示研修会	25. 11. 11	岡山市	備前県民局	約40名
加工食品表示・食品衛生管理対策会議	25. 11. 21	赤磐市	岡山県農業協同組合中央会	約40名
美作地域食品表示研修会	25. 12. 11	津山市	美作県民局	約120名
備中地域食品表示研修会	26. 1. 16	倉敷市	備中県民局	約100名
食品衛生推進員講習会	26. 3. 12	岡山市	岡山県保健福祉部生活衛生課	約60名
	26. 3. 14	津山市		約30名

【平成26年度】

研修会名	実施日	場所	主催者	参加者数
景品表示法の食品関係事業者向け説明会 (講師：消費者庁表示対策課 上席景品・表示調査官)	26. 5. 7	岡山市	岡山県県民生活部くらし安全安心課	約90名
	26. 5. 8	倉敷市		約70名
	26. 5. 20	津山市		約40名

(3) 店舗啓発の実施

【平成25年度】

① 県内百貨店

H25. 11月末に県と中四国農政局で4店舗(テナント116店)への啓発を実施

② 県内の食品・飲食事業者

県保健所が食品衛生法の調査・検査時に啓発を実施 (H25. 12月末までに約400店舗)

③ 県内のスーパー等 (※)

県と中四国農政局とでJAS法の調査時に啓発を実施 (H25. 11月末以降約470店舗)

④ 県内の直売所等 (※)

県と中四国農政局とでJAS法の調査時に啓発を実施 (H25. 11月末以降15店舗)

※平成26年度も引き続き店舗啓発を実施中

2 JAS法に基づく不適正表示に係る指示・公表 (別紙のとおり)

3 今後の動き

(1) 景品表示法の一部改正 (H26. 6. 13公布、H26. 12. 1施行)

措置命令権限 (不当表示をした事業者に当該表示の差し止め等を命じる権限) の付与をはじめ、都道府県の執行体制の強化等を盛り込んだ法律に改正された。

(2) 食品表示法の制定 (H25. 6. 28公布、H27. 6月施行予定)

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設された。

表示基準 (案) について消費者庁がパブリックコメントを実施中 (H26. 7. 7~8. 10)

平成25年度に県が行った農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
(JAS法)に基づく不適正表示に係る指示・公表 (平成26年7月25日時点)

1	指示日	平成25年12月25日
	指示内容	(1) 原因の究明 (2) 再発防止の措置 (3) (1)及び(2)の結果について県への報告
	名称	株式会社栄光水産
	所在地	瀬戸内市邑久町北島632番地8
	事業内容	魚介類、海産物の販売
	概要	平成25年9月、JA岡山から、同社が販売する一部商品について、不適切な表示が確認されたとの報告を受け、県から報告を求めたところ、JAS法に基づき定められた「加工食品品質表示基準」に違反する表示を行い、販売していたことが確認された。 (担当：県民生活部くらし安全安心課)
	違反事実	① 水産加工食品(焼き穴子)について、主な原材料が国産でないにもかかわらず、「国産」と産地名の意味を誤認させるような表示をして、自らがテナントで入っていた農産物直売所「産直市場おく」において、一般消費者に販売した。 また、焼き穴子について、原料原産地を確認せず、「国産」と表示したほか、原材料名及び保存方法を表示せず、一般消費者に販売した。 ② 水産加工食品(いかの塩辛)について、原材料名、内容量及び保存方法を表示せず、一般消費者に販売した。 また、いかの塩辛について、他事業者が製造した製品を小分けしパック詰めした商品であるにもかかわらず、「当店手作り」と表示していた。
	備考	県警が代表者、役員計2名を逮捕(不正競争防止法違反)

2	指示日	平成26年7月2日
	指示内容	(1) 原因の究明 (2) 再発防止の措置 (3) (1)及び(2)の結果について県への報告
	名称	谷本加工食品 谷本恵一
	所在地	笠岡市山口2042番地1
	事業内容	生鮮食品（ごぼう）の加工、販売
	概要	<p>平成26年4月、中国四国農政局に寄せられた疑義情報を受け、県と中国四国農政局が合同で立入調査を行ったところ、JAS法に基づき定められた「生鮮食品品質表示基準」に違反する表示を行い、販売していたことが確認された。</p> <p>(担当：農林水産部農産課)</p>
	違反事実	<p>① 生鮮食品（商品名「きりごぼう」）の原産地について、中国産及び台湾産のごぼうを仕入れて原料としていたにもかかわらず、「国内産」と事実と異なった原産地を表示した商品を製造し、一般消費者向け販売したこと。</p> <p>② 生鮮食品（商品名「きりごぼう」）の原産地について、北海道産及び群馬県産のごぼうを仕入れて原料としていたにもかかわらず、都道府県名又は市町村名その他一般に知られている地名を記載せず、「国内産」と原産地を表示した商品を製造し、一般消費者向け販売したこと。</p>
	備考	